

一般会計6月追加補正予算の概要について
(令和3年度一般会計補正予算第5号)

(1) 概要

一般会計は、既定の歳入歳出予算の総額に2,580万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を221億6,842万9千円にするもので、補正内容は下記のとおりです。

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援のための補正

なお、集約の結果、歳入と歳出は同額であるため、収支の調整はありません。

(2) 歳入歳出補正予算（一般会計）

○ 生活困窮世帯への支援のための補正（生活困窮者自立支援事業）

（歳出） ■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金＝2,472万円（社会福祉課） ■事務費＝108万7千円（社会福祉課） →新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付などの支援を行ってきたところ、感染症が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない状況にあり、このような世帯に対して、就労による自立を図る支援として、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する補正。 【支給対象者】・・・以下のいずれにも該当する者 (1) 社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した者、又は再貸付申請を行ったが不決定となった者 (2) 世帯主 (3) 収入要件が、以下①②の合算額を超えないこと（月額） ①市町村民税均等割非課税額となる収入の1/12 (単身世帯：78,000円 2人世帯：115,000円 3人世帯：139,000円) ②生活保護の住宅扶助基準額 (単身世帯：30,700円 2人世帯：37,000円 3人世帯39,900円) (4) 預貯金が上記①の6倍以下(ただし100万円以下) (5) ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請中であること 【支給額】・・・支給対象者に対して、1か月ごとに以下の額を支給 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円 【支給期間】・・・3か月 【申請期限】・・・令和3年8月31日
（歳入） ■生活困窮者自立支援事業費国庫補助金＝2,472万円（社会福祉課） ■生活困窮者自立支援事務費国庫補助金＝108万7千円（社会福祉課） →生活困窮世帯への支援のための補正（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等） ※全額国庫補助…補助率10/10

一般会計補正予算(第5号) (単位：千円)

会計区分	補正前	補正額	補正後	備考
一般会計	22,142,622	25,807	22,168,429	